

石川県公報

平成 29 年 6 月 27 日
第 13015 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示			
○一般競争入札の落札者等	(医療対策課)	1	○入札公告 (税務課) 5
○歳入の徴収事務の委託	(自然環境課)	3	○入札公告 (産業政策課) 7
○自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定	(道路整備課)	3	○公共測量実施公告 (監理課) 8
公 告			公安委員会
○政府調達に関する協定に係る入札公告	(管財課)	4	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 8

告 示

石川県告示第310号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 29 年 6 月 27 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
生化学・免疫統合システム一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 29 年 6 月 2 日
- 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町 2 丁目 46 番地
- 落札金額
138,780,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 29 年 5 月 2 日

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
採血採尿業務支援システム一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東 2 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 29 年 6 月 2 日

- 4 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
 - 5 落札金額
50,328,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年5月2日
-

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
生理検査システム一式 購入
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
 - 3 落札者を決定した日
平成29年6月2日
 - 4 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
 - 5 落札金額
102,600,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年5月2日
-

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
生体情報モニタ管理システム一式 購入
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
 - 3 落札者を決定した日
平成29年6月2日
 - 4 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
 - 5 落札金額
129,600,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年5月2日
-

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
放射線画像保存システム一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係

金沢市鞍月東2丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成29年6月2日

4 落札者の名称及び所在地

セントラルメディカル株式会社

金沢市西念3丁目1番5号

5 落札金額

142,560,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成29年5月2日

石川県告示第311号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成29年6月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県自然公園施設のうち南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビンに係る使用料の徴収事務	白山市鶴来本町4丁目ヌ85番地	一般財団法人 白山市地域振興公社	平成29年7月1日から同年11月30日まで

石川県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定する。

なお、その関係図面は、平成29年6月27日から同年7月11日まで縦覧に供する。

平成29年6月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

道 路 の 種 類	路 線 名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県 道	金沢田鶴浜線	かほく市高松ソ55番9地先から かほく市高松ソ55番14地先まで	平成29年6月28日	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課
		かほく市高松ソ55番9地先から かほく市高松ソ45番地先まで		
〃	〃	宝達志水町今浜ソ2番56地先から 宝達志水町今浜ソ2番56地先まで	〃	中 能 登 土 木 総合事務所 のと里山 海 道 課
		羽咋市粟生町エ26番6地先から 羽咋市粟生町エ26番6地先まで		
		宝達志水町出浜ト220番2地先から 宝達志水町出浜ト219番13地先まで		
		羽咋市羽咋町下1番14地先から 羽咋市羽咋町下1番14地先まで		
		羽咋市西釜屋町オ75番6地先から 羽咋市西釜屋町オ72番2地先まで		

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成29年6月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

航空灯火用配光測定装置 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月15日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成29年石川県告示第184号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成29年7月24日（月）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。

(2) 当該調達物品納入後15年間以上の部品の供給が可能であり、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成29年8月7日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年8月7日(月)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Light Distribution Intensity Measuring Device For Aeronautical Lights 1 set
- (2) Delivery date
By 15 March 2018
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 7 August 2017
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年6月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
石川県電子申告サービス等提供業務
- (2) 業務内容

電子申告審査システム及び国税連携システムをASP型サービスとして導入し、提供する。

(3) 履行期間

サービス開始の日から平成30年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの入札に係る参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 一般社団法人地方税電子化協議会が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」の認定要件に該当する者として審査を経て認定された事業者であり、電子申告サービス等を他都道府県で導入し、提供した実績があること。
- (4) 仕様書等に定める業務内容を、公正かつ確実に履行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、期間内に入札参加資格確認申請書に關係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書（写し）
- ウ 他都道府県において導入実績があることを示すもの

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成29年6月27日（火）から同年7月6日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部税務課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成29年7月12日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部税務課
電話 076-225-1274

(2) 交付期間

平成29年6月27日（火）から同年7月5日（水）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

平成29年7月20日（木）午前11時

(2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎5階511会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する金額は、仕様書に定めるサービス提供期間に係る費用の総額を平準化して、履行期間分を記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年6月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
蛍光X線微小部膜厚計 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
平成29年11月30日
- (4) 履行場所
石川県工業試験場
- (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を平成29年7月14日(金)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 平成29年7月28日(金)午前10時30分

開札 入札後、その場で直ちに行う。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	平成29年6月5日から 同年11月30日まで	津幡町地内

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第79号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成29年6月27日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第2(一方通行)白山警察署管内の表に次のように加える。

70	国道157号 (側道)	白山市鶴来水戸町ネ34番地2先から 白山市鶴来水戸町ネ38番地1先まで	約100 メートル	終日	車両	国道157号から 手取川堤防道路 に至る方向
71	国道157号 (側道)	白山市鶴来水戸町ネ34番地2先から 白山市鶴来水戸町ネ14番地先まで	約150 メートル	終日	車両	手取川堤防道路 から国道157号 に至る方向

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表に次のように加える。

549	国道157号	白山市鶴来水戸町ネ38番地1先	安養寺方向から 手取川方向への 右折	車両	終日
-----	--------	-----------------	--------------------------	----	----

別表第7(歩行者用道路)小松警察署管内の表28の項を次のように改める。

28	市道吉竹通学路 線	小松市吉竹町南137番地1先から 小松市吉竹町ヌ1番地先まで	約300 メートル	7:00から 9:00まで (土、日曜日、 休日を除く。)	自動車及び原動機付自 転車
----	--------------	-----------------------------------	--------------	--	------------------

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表28及び29の項を次のように改める。

28	市道吉竹通学路 線	小松市吉竹町南137番地1先から 小松市吉竹町リ346番地先まで	約300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③ を除く。)
29	市道吉竹通学路 線	小松市千木野町い22番地先から 小松市千木野町ほ16番地先まで	約400 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表に次のように加える。

407	県道三反田松任 線	白山市漆島町84番地先から 白山市漆島町30番1先まで	約270 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③ を除く。)
408	県道三反田松任 線	白山市漆島町828番1先から 白山市山島台4丁目71番地先まで	約430 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)
409	野々市市道1級 幹線二日市田中 線、白山市道田 中横江線	野々市市二日市町四丁目1番地先から 白山市田中町123番地10先まで	約1,560 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引①②③を除く。)
410	市道2級幹線 野々市駅通り 線、市道幹線二 日市徳用線	野々市市二日市三丁目17番地先から 野々市市徳用二丁目127番地先まで	約1,300 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表129及び181の項を次のように改める。

129	県道三反田松任 線	白山市向島町28番地先から 白山市漆島町84番地先まで	約800 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)
-----	--------------	--------------------------------	--------------	----------------	----	--------------------------------

181	野々市市道 2 級 幹線郷横江線、 白山市道田中横 江線	野々市市郷二丁目136番地先から 白山市横江町119番地 1 先まで	約940 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)
-----	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------	----------------	----	---------------------------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 輪島警察署管内の表59の項を次のように改める。

59	削	除
----	---	---

別表第 1 (信号機の設置場所) 珠洲警察署管内の表70の項を次のように改める。

70	削	除
----	---	---

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 小松警察署管内の表169の項を次のように改める。

169	削	除
-----	---	---

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表62の項を次のように改める。

62	削	除
----	---	---

別表第11 (最高速度の指定) 輪島警察署管内の表103の項を次のように改める。

103	削	除
-----	---	---